

議案説明書

こども福祉部 保育課

提出議会：令和3年第4回定例会

1 案件名

議案第53号 佐野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関する条例の改正について

2 概要

令和2年度の地方税法の改正に伴い、本条例の保育料の算定について寡婦（夫）控除のみなし適用を廃止する。

3 理由、趣旨、目的等

これまで、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料について、婚姻によらずにひとり親となった者に対しては、税法上の寡婦（夫）控除が適用されなかったため、申請による「寡婦（夫）控除のみなし適用」を実施してきた。

このような中、令和2年度の地方税法の改正により、同法に婚姻歴に関わらない「ひとり親控除」が新たに適用されることとなったため、本条例における申請による「寡婦（夫）控除のみなし適用」を廃止する。

4 その他の事項

施行日 令和3年9月1日（令和3年9月分以降の保育料について適用）